

桜川市第1次総合計画後期基本計画(案)に対するパブリックコメントの実施結果

平成23年12月19日～平成24年1月17日までの間、当計画(案)の意見募集を行った結果、2人の方から以下のとおり4件の意見が提出されました。これらの意見について適宜要約したうえで項目ごとに整理し、それに対する市の意見をまとめましたので公表いたします。

■問合せ先/☎ 58-5111-75-3111 (代表)

◎パブリックコメント/秘書広報課 ◎桜川市第1次総合計画後期基本計画(案)/企画課

該当箇所	提出された意見の概要	提出された意見に対する市の考え方
第1章 市民と行政による豊かな地域の自治づくり 1-(2) 市民サービスの向上 <15頁>	①質の高い市民サービス (H22) 36.7% → (H28) 50.0% ②市役所の職員の働きぶり (H22) 51.6% → (H28) 52.0% この目標値はどのようにして決められましたか？ また、①質の高いサービス、②市役所職員の働きぶり に関し目標値が低いように感じますが・・・。	成果目標設定に当たっての基本的な考え方は、 ・前期基本計画期間中の実績値の推移と施策を取り巻く環境の変化から成り行き値を予測します。 ・その上で、「必然性」と「可能性」の視点から目標水準を検討します。 1 必然性からの検討 ①近隣他市との比較、国・県の目標設定 ②住民要望比較 ③他施策との関連性 ④市長の公約など達成内容・期限 2 可能性からの検討 ①達成期限からみてどこまで出来るか ②施策の成果向上に対するプラス・マイナス要因 ③投入コストや制約条件からの目標値の妥当性 以上の基本的な考え方をもとに、各指標の目標値を設定しました。 成果目標設定の根拠については、計画書の資料編に掲載予定です。
第1章 市民と行政による豊かな地域の自治づくり 1-(4) 市民協働のまちづくり <20頁> 基本事業 1-(4)-②の内容について	市民協働のまちづくりにおいて、後期計画の内容では、直接的に行政区の活動が取り上げられていないようです。	地方自治は市役所の取組みとともに、市民一人ひとりのもとより行政区単位での取組みが基本であると考えます。つまり市民と行政による協働のまちづくりの推進が桜川市の活性化につながると考えます。 こういったことから、行政区単位の活動につきましては、新たに1-(4)-③市民協働のまちづくりの中で触れることで検討いたします。
第3章 豊かな心と生きがいを育む教育・文化環境づくり 3-(1) 学校教育の充実 <39頁>	成果指標について 成果指標に関し、理解が困難です。 ①学力診断テスト 小学校(県平均正答率との比較) (H22) 22.7% → (H28) 23.0% ④体力テスト結果 中学校 (H22) 22.0% → (H28) 11.0% 指標はどのような計算に基づいて出されていますか？ また、②の目標値が現状より低く設定されたのは何故でしょうか？	数値については、市内の全学年、全教科の平均正答率を合計したものと、県のそれぞれを合計したものを引いて出しています。 マイナスの値でなければ県平均を上回っているということになります。すべてにおいて上回っていますので良いレベルということになります。 ④については、H22実績が22%となっているものの、H21以前の数値が一桁台が大半であったことから、H22は考慮せず推計しました。 成果目標設定の根拠については、計画書の資料編に掲載予定です。
第4章 快適で潤いのある生活環境づくり (4) 計画的な土地利用の推進 <64頁>	①区域区分の廃止にとらわれず、本木地区の市街化区域から市街化調整区域へと区域区分の見直しを要望。 ②市街化調整区域へ見直した上で、区域指定制度や地区計画制度なりを活用して集落維持を推進していただきたい。	区域区分および区域指定制度や地区計画制度につきましては、担当課において見直しを前提とした調整を続けているところです。 後期計画では、施策(4)計画的な土地利用の推進の基本事業4-(4)-①計画的土地利用方策の検討において、『(中略)線引きの廃止を含めた都市計画の抜本的な見直しと、新たな土地利用規制の仕組みづくりを検討します。』という方針を掲げており、今後この方針に基づいて具体的な取組や事業を実施することになります。